

坂出市強靱化計画

令和8年4月



坂出市

目 次

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方	1
第1節 国土強靱化地域計画の策定趣旨および位置付け	1
1 国土強靱化地域計画の策定趣旨	1
2 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の基本目標等	2
1 計画の基本目標	2
2 計画の不断の見直し	2
第2章 市の地域特性および災害想定	3
第1節 市の地域特性	3
1 位置・地形	3
2 気候	4
3 人口	4
4 道路の位置等	4
5 鉄道、港湾の位置等	5
6 島しょ部	5
7 石油コンビナート等特別防災区域	5
8 ため池、ダム	5
第2節 対象とする自然災害	6
1 地震・津波	6
2 風水害	7
第3章 脆弱性評価	8
1 脆弱性評価の考え方	8
2 評価手順	8
3 脆弱性評価結果	10
第4章 計画の推進方針	13
1 リスクシナリオごとの対策と推進方針	13
2 施策分野ごとの対策と推進方針	27
第5章 計画の推進	28
1 計画の推進	28
2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	28
用語解説	29
添付資料	
資料1 リスクシナリオごとの脆弱性評価	33
資料2 施策分野ごとの対策と推進方針	43

第1章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

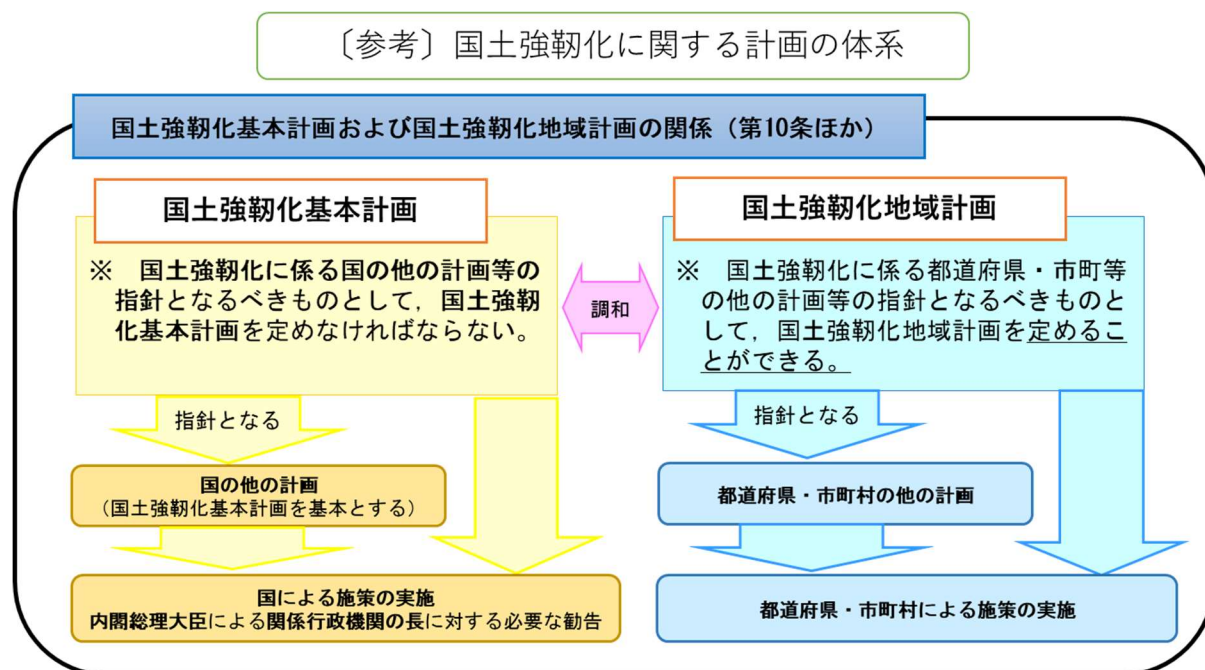
第1節 国土強靱化地域計画の策定趣旨および位置付け

1 国土強靱化地域計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（令和5年6月改正）（以下、「基本法」という。）」に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定（令和5年7月変更）、また、香川県においては、平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定（令和3年10月改定）している。

「坂出市強靱化計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後、本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、市民、国、県、民間事業者、NPO・ボランティアなど関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定する。

〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系



2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、「坂出市まちづくり基本構想」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、坂出市地域防災計画や公共施設、都市、交通等の市域の強靱化に関連する分野別計画の施策を推進する上での指針として位置付けるものである。

第2節 本計画の基本目標等

1 計画の基本目標

国基本計画および県地域計画における基本目標を踏まえ、下記事項を基本目標とする。

- (1) 市民の生命を守る。
- (2) 市と地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する。
- (3) 市民の財産と公共施設の被害を最小化する。
- (4) 迅速な復旧・復興体制整備を行う。
- (5) 香川県の防災拠点の一つとして役割を果たす。

2 計画の不断の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

また、本計画は国土強靱化基本計画、香川県国土強靱化地域計画との調和が必要であり、本計画の中で国、県の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、国、県と十分に連携・協力しながら、本計画の策定・見直しを行うものとする。

第2章 市の地域特性および災害想定

第1節 市の地域特性

1 位置・地形

(1) 位置

本市は、香川県のほぼ中央北側に位置し、東は高松市、西は宇多津町、南は丸亀市および綾川町と接し、北側では瀬戸内海を挟み瀬戸大橋で岡山県倉敷市と接している。総面積は92.46km²で、東西に14.65km、南北に18.20kmあり、海岸線は瀬戸内海沿いに約76kmある。

(2) 地形

① 山地

本市で最も高い山は高松市との境にある大平山（478.9m）で、次いで丸亀市との境にある城山（462.3m）、飯野山（421.9m）と、400mを超える山がわずかしかなない比較的なだらかな地形であるが、風化しやすい上部が安山岩から成る山では、地震時には落石や崩壊の危険性があり、花崗岩が風化したまさや安山岩の崩積土から成る山麓では、豪雨時には表層崩壊が発生する危険性がある。また、谷の出口に広がる集落では土石流の危険性がある。

② 平野部

本市を流れる綾川付近の平野部は、主に綾川の氾濫により形成された氾濫平野と三角州で構成されている。

また、現在の市街地は、その大部分がかつては海であり、もともと塩田であった場所を海に向かって埋め立てていった場所が多い。新しく埋め立てられた土地は比較的地盤が高い傾向にあることから、海岸線から市中心部に向かって、徐々に低くなっている。

このことから、平野部では沿岸部を中心に広がる軟弱地盤において高潮、河川の氾濫、津波による浸水の危険性がある。また、大規模地震発生時には強い揺れが予想されるとともに、埋め立て地や河口付近の砂質地盤では液状化の危険性がある。

③ 河川

本市を流れる代表的な河川は、市域東側を流れる綾川と西側を流れる大東川がある。県内河川の特徴は、流路延長が30km程度と短いうえに、平野部の河川勾配が急（綾川:1/350）である。

年間雨量も少ないため、平常時の河川における流量は少ないが、一度大雨が降ると、一気に水位が上昇する危険性があり、工業用水専用ダムである府中ダムの大雨時における事前放流などの対策強化が課題である。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく表しており、温暖で、降水量が少ない。風は平均的に穏やかであるが、稀に強い風が吹き、瀬戸中央自動車道やＪＲ瀬戸大橋線が通行止めとなることがある。風向きは、南西または北からの風が多く、一年を通じて東からの風は少ない。

3 人口

本市の人口は、昭和52年２月の67,734人をピークに減少に転じ、住民基本台帳上で令和７年４月１日現在、49,281人（男性23,921人、女性25,360人）となっている。将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、坂出市人口ビジョン（令和７年３月改定）において、令和22年には40,124人となり、令和32年には、35,075人へと、ほぼ直線的に人口減少が続くと試算されている。

また、老年人口の割合は、令和２年の18,261人が令和32年には14,818人と緩やかな減少がみられることから、人口は減少し続けるとともに、少子高齢化が今後も進行していく状況になっている。

4 道路の位置等

本市の主要な道路としては、国道11号など主要な国道、県道等が海岸線沿いおよび内陸部において本市を横断・縦断しているほか、本市と本州側の岡山県倉敷市を結ぶ瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）と高松自動車道がある。

またインターチェンジについては、令和８年３月にフルインター化され供用開始となった坂出北インターチェンジ、坂出インターチェンジおよび府中湖スマートインターチェンジの３つのインターチェンジがある。



上空南方向から見た本市全容



令和８年３月フルインター化工事が完了

5 鉄道、港湾の位置等

本市内に鉄道路線を保有する事業者は、四国旅客鉄道株式会社であり、高松駅から岡山県岡山駅に至る瀬戸大橋線と高松駅から愛媛県宇和島駅に至る予讃線の2路線が存在し、坂出駅は、両路線の列車が発着する駅の一つである。坂出駅の1日平均乗降客数は、9,134人／日（令和5年度）で香川県では高松駅に次いで多く、市の昼間人口57,385人（市人口比113.4%）から通勤、通学等により利用していることが伺える。

また、港湾は防災機能強化港として坂出港が指定されている。

前出の「道路の位置等」も含め本市は交通の要衝であり、避難、救援および緊急物資の輸送について多様な交通網の効率的な活用を検討しておく必要がある。

6 島しょ部

本市には13の島が存在し、そのうち有人の島は櫃石島、岩黒島、与島、小与島の4島であり、人口は櫃石が170人、岩黒が70人、与島と小与島を合わせた与島町が124人、全部で214世帯、364人（令和7年4月1日現在住基人口）が居住している。これらの島には定期航路がなく、交通手段は瀬戸大橋となるが悪天候等により通行止めとなることがある。また、小与島には橋が架かっていない。

このことから、大規模自然災害が発生した場合、住民が孤立するとともに人的被害をもたらすことも想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

7 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、沙弥島と瀬居島との間に広がった浅瀬を埋立造成された番の州臨海工業地帯があり、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された番の州地区特別防災区域が存在する。

この区域は、総面積4,358,922㎡、第一種事業所3社と第二種事業所2社の計5社の特定事業所から構成され、石油、高压ガス等が貯蔵、取扱いされており、四国のエネルギー拠点の役割を有している。

8 ため池、ダム

本市は、第2項「気候」でも述べたように年間降水量が少なく、古くより多くのため池が築かれた。昭和49年には香川用水の通水が開始されたが、平成6年や平成17年のように未だに渇水に苦しめられることがある。

市内には、400箇所余りのため池があり農業用水の貴重な水資源となっている。

また、府中ダムは工業用水専用ダムとして昭和41年に完成し、有効貯水容量が8,000,000㎥と、県内では最大規模のダムの一つである。

第2節 対象とする自然災害

1 地震・津波

(1) 香川県地震・津波被害想定

県は、南海トラフまたは活断層で発生する地震の被害を「香川県地震・津波被害想定」において、海溝型地震（南海トラフで発生する地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定している。

【坂出市分抜粋】

項目	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	最大クラス (L2)	発生頻度の高い もの(L1)		
最大震度	6強	6弱	6強	6弱
最高津波高	3.2m	2.9m	—	—
液状化	ほぼ危険度A	危険度A多	ほぼ危険度A	危険度B・C
全壊・焼失棟数	1,300棟	210棟	690棟	80棟
死者数	最大550人	最大20人	最大60人	わずか
負傷者数	910人	70人	490人	40人
断水人口(断水率)	40,000人 (79%)	10,000人 (20%)	39,000人 (76%)	9,000人 (18%)
停電軒数(停電率)	27,000軒 (92%)	1,200軒 (4%)	25,000軒 (85%)	760軒 (3%)
避難者(避難所)	17,000人	2,300人	1,800人	240人
避難者(避難所外)	8,900人	1,200人	1,200人	160人
浸水面積(1cm以上)	1,327ha	220ha	—	—

(2) 過去の災害

本市においては、地震を感じることも少なく、地震の被害はないように思われるが、南海トラフを震源とする地震は、繰り返し発生しており、被害を受けてきた。昭和21年12月の昭和南海地震では、沿岸部の被害が大きかったという記録が残っており、軟弱な地盤の影響で揺れが大きくなり液状化によって地盤沈下が発生し、護岸や堤防が崩壊した。また、塩田などは、津波被害が発生している。本市の市中心部から沿岸部にかけては、それら塩田を埋め立ててできている地域であり、揺れの大きさと液状化が懸念される。

(3) 想定する災害

香川県地震・津波被害想定で示されている中で、本市に影響の大きい南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波を想定する。

2 風水害

(1) 過去の災害

本市は、比較的災害が少なく甚大な被害を受けてないように思われるが、過去には大雨・洪水・高潮による浸水、河川堤防・塩田堤防の決壊等による被害があり、災害救助法の適用を受けた災害も発生している。

綾川、大東川および青海川水系は、普段は流量が少ないが、大雨により短時間で水位が上昇する危険性があるため、氾濫による洪水被害が想定されている。

(2) 想定する災害

本市で発生した風水害のうち、最大規模であった平成16年8月30日の台風第16号による高潮災害、同年10月20日の台風第23号による洪水災害および雨水出水災害と同程度の災害を想定する。

項 目	平成 16 年 8 月 30 日 台風第 16 号高潮災害	平成 16 年 10 月 20 日 台風第 23 号洪水災害・雨水出水災害
気象概要	最高潮位 TP 上 2.78m	市域 累計雨量 298 mm 時間最大雨量 45 mm 綾川上流 田万 328 mm 柏原 374 mm 長柄 299 mm
人的被害	なし	なし
建物等被害	住家全壊 1 棟 住家半壊 4 棟 床上浸水 130 棟 床下浸水 265 棟 農業被害 82ha 漁業被害沈没 5 隻 漁業被害施設 20 棟 漁港被害崩壊 12 箇所 道路被害 7 箇所 など	住家全壊 1 棟 住家半壊 1 棟 一部損壊 101 棟 床上浸水 674 棟 床下浸水 1,672 棟 農業被害 542ha 山林被害 22 箇所 農地等被害 377 箇所 漁業被害中破 5 隻 漁港・港湾被害 32 箇所 土石流 5 箇所 道路被害 83 箇所 など



台風第16号高潮災害
サンロード商店街北入口



台風第23号洪水災害
綾川氾濫時の綾坂橋



台風第23号土砂災害
瀬居町

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、市の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価することであり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから本計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価にあたっては、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うとともに、できる限り定量的に実施し、施策の進捗を把握する。

2 評価手順

(1) 想定するリスク

「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」「大規模な風水害」の2点を「最悪の事態の要因」として想定する。

(2) 目標と起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされており、国基本計画および県地域計画を参考とし、市の特性を考慮した、7つの「事前に備えるべき目標」および30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）を設定した。

(3) 評価の実施

30のリスクシナリオごとに、施策の進捗状況や施策相互の組み合わせ、最悪の事態に対する効果、当該事態の回避に向けた施策の妥当性、近年発生した災害等の課題等を可能な限り定量的な分析を加えて整理し、その脆弱性とそれに対する施策を分析・評価した。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
① 市民の生命を守る ② 市と地域の重要な機能的な障害を受けず維持する ③ 市民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復興体制を整備を行う ⑤ 香川県防災拠点としての役割を果たす	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① 市民の生命を守る ② 地域社会の機能的な役割を維持する ③ 市民の財産被害を最小化する ④ 迅速な復興体制整備を行う ⑤ 香川県の防災拠点としての役割を果たす	3	必要不可欠な行政機能を確保する	2-6	長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
			3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下
			4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出
			4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
			4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-2	電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
			5-3	都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
			5-4	上水道施設の長期間にわたる機能停止
			5-5	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
			5-6	陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
			6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	7	香川県の防災拠点の一つとして機能を維持する	5-6	瀬戸中央道、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態
			4-1 5-6	坂出港（防災機能強化港）の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態
			4-1 4-2 5-2	番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態
			3-2	被災により、市の行政機能が著しく低下し、防災拠点としての役割が果たせなくなる事態
			1-1 1-3 1-5 2-1 3-2	消防等の被災により、四国における応援・受援の機能が果たせなくなる事態
			1-1 1-2	市庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態
			4-3	食料・飲料水等市民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態

3 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価は、別添資料1「リスクシナリオごとの脆弱性評価」のとおりであり、この脆弱性評価を踏まえた評価結果の概要は、以下のとおりである。

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
1 あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	①公共施設等の耐震性の確保 ②避難等の体制整備 ③訓練環境の充実強化等 ④無電柱化の推進 ⑤長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策 ⑥防災教育等の実施
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	①市街地等における火災対策 ②住宅密集地の改善整備の推進
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	①交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化 ②災害対応業務体制の強化 ③避難等の体制整備 ④河川・海岸堤防等の整備 ⑤津波から円滑な避難を確保するための対策
	1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	①洪水等から円滑な避難を確保するための対策 ②ため池の防災対策
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	①土砂災害や山地災害への対応

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	①施設等の耐震化の促進等 ②防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備 ③消防等における体制整備 ④自主防災組織の活動体制強化
	2-2	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	①医療救護体制の強化 ②災害拠点病院等における施設、設備の充実 ③道路ネットワークの強化
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	①避難等の体制整備 ②医療救護体制の強化 ③社会福祉施設等における体制整備 ④保健活動体制の強化
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①施設等の耐震化の促進等 ②食料・飲料水等の調達等の確保体制 ③再生可能エネルギーの導入促進 ④コンビナート等の防災対策 ⑤災害に備えた燃料等の確保体制の整備
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	①帰宅困難者対策
	2-6	長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生	①島しょ部等の防災対策 ②島しょ部等の医療対策
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	①感染症等の発生・まん延における対策

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
3 必要な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	①治安の維持のための体制整備
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①施設等の耐震化の促進等 ②業務継続体制の確保 ③防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下	①事業継続体制の確保 ②サプライチェーンの途絶を防ぐ対策 ③物資の供給・輸送体制の強化
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出	①コンビナート等の防災対策 ②有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	①食料・飲料水等の調達等の確保体制 ②物資の供給・輸送体制の強化 ③農業施設の整備や地域資源の保全管理 ④漁港施設の整備
	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	①用水確保体制の整備
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下	①農業施設の整備や地域資源の保全管理 ②鳥獣被害防止対策の推進 ③森林等の保全管理

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
5 情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	①行政における情報伝達体制の強化 ②災害対応業務体制の強化 ③事業者を含む情報伝達体制の整備
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	①電力ネットワークの体制整備
	5-3	都市ガス供給、石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止	①燃料供給施設等の体制整備
	5-4	上水道施設の長期間にわたる機能停止	①雨水等の再利用促進 ②水道施設等の耐震化、老朽化対策
	5-5	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	①施設等の耐震化の促進等 ②業務継続体制の確保
	5-6	陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	①物資の供給・輸送体制の強化 ②道路施設の防災対策 ③鉄道施設の防災対策 ④港湾施設の防災対策

事前 目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価結果の概要 (必要な取組)
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な 姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	①事前復興対策
	6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	①地域の人材の確保体制の強化
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	①廃棄物処理対策 ②津波等による漂流物の対策
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①復旧・復興対策 ②地籍調査事業の推進
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	①施設等の耐震化の促進等 ②地域活力の向上

第4章 計画の推進方針

1 リスクシナリオごとの対策と推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに対する本市の取組として、対策と推進方針を取りまとめ、計画の達成度や進捗状況を把握するため、重要業績指標を設定した。

リスクシナリオごとの対策と推進方針は次のとおりであり、対策を推進する主体を、行政、市民、事業者の区分により明確にして以下に示す。

なお、重複する推進方針については記載していない。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
対 策		①公共施設等の耐震性の確保
推進方針		○災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設、体育施設等や、不特定多数が集まる文化施設等の耐震化を図る。特に、天井等非構造部材の落下防止対策など施設の安全対策等を推進する。【行政、事業者】 ○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、耐震改修、空き家の除却や適切な管理の促進等、耐震化を推進する。【行政、市民、事業者】
対 策		②避難等の体制整備
推進方針		○地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進し、幅員の確保を図る。【行政、市民、事業者】 ○住宅における家具類転倒防止対策の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、住宅における被災を軽減する。【行政、市民】 ○高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【行政、市民、事業者】 ○住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を整備し、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また耐震性や十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、選定された避難用道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【行政、市民】 ○本市の文教地区においては、小・中・高等学校等の学校が集まって立地していることから、災害発生時に学生等が確実に避難できるよう避難路として十分な幅員を確保するなど既存道路の整備を図る。【行政】
対 策		③訓練環境の充実強化等
推進方針		○大規模地震発生時における市の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みを構築するとともに、訓練等を通じ市の災害マネジメント機能の実効性向上を図る。【行政】 ○消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する。【行政、市民】

対 策	④無電柱化の推進
推進方針	○災害時における確実な避難や応急対策活動が円滑に行えるよう、電柱の倒壊などによる道路交通の阻害を防止するため、市街地等における道路の無電柱化について検討する。【行政、事業者】
対 策	⑤長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策
推進方針	○地震発生に伴う土砂災害や液状化による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を促進する。【行政、事業者】
対 策	⑥防災教育等の実施
推進方針	○大規模地震発生時に少しでも身を守る行動等がとれるよう、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【行政、市民、事業者】

リスクシナリオ	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
対 策	①市街地等における火災対策	
推進方針		○地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、消火・避難訓練の実施等、ソフト対策の強化を促進する。【行政、市民、事業者】 ○地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、市や消防機関の指導の下に、消防団員の確保とともに自主防災組織との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練および初期消火用具等装備の充実を図る。【行政、市民、事業者】 ○地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。【行政、市民、事業者】 ○街路、公園緑地等の適正な整備により火災の延焼を防止するとともに災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】 ○水道事業者による管路の耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する。【行政、事業者】
対 策	②住宅密集地の改善整備の推進	
推進方針		○大規模火災のリスクが高く老朽化建築物の多い市中心部住宅密集地における耐災害性を高めた安全な地域づくりを推進する。【行政、市民】

リスクシナリオ	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
対 策	①交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化	
推進方針		○津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難経路の確保、沿道建築物の耐震化の促進に努める。【行政、市民、事業者】
対 策	②災害対応業務体制の強化	
推進方針		○災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本として市、県、国など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【行政、市民、事業者】

	対 策	③避難等の体制整備
	推進方針	○津波避難対象地区について、津波ハザードマップに基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し住民に十分周知する。【行政、市民、事業者】 ○地震発生時に適切な避難が行えるよう津波警報等の内容を踏まえ避難指示を行う具体的な基準および伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】 ○津波浸水想定図を基本として、津波避難対象地区等を指定するとともに重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【行政、市民】 ○指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど津波が来襲した場合の体制整備を図る。【行政、市民、事業者】
	対 策	④河川・海岸堤防等の整備
	推進方針	○大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する。また堰、水門等防災上重要な施設については、発災時に大きな被害が出ないように長寿命化計画の策定等に努める。【行政】 ○河川・海岸堤防等の整備にあたっては自然との共生や自然環境に配慮する。【行政、事業者】
	対 策	⑤津波から円滑な避難を確保するための対策
	推進方針	○津波等からの円滑な避難を確保するため津波ハザードマップを活用するとともにホームページへの掲載などにより、早期避難について住民への周知に努める。【行政、市民】 ○津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等の地震・津波対策について、検討を進める。【行政】

リスクシナリオ	1-4	突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	対 策	①洪水等から円滑な避難を確保するための対策
	推進方針	○大雨や高潮による被害が想定される地域における浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所を示す洪水・雨水出水・高潮ハザードマップ作成や普及・啓発を促進し住民の避難体制を確立する。【行政、市民、事業者】 ○浸水想定区域の区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【行政、市民】 ○強雨傾向等をふまえ、道路やアンダーパス部等における排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。【行政、市民】 ○自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、社会資本整備や土地利用に係る様々な取り組みにグリーンインフラを継続的に推進する。【行政、市民、事業者】 ○農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進めていく。【行政、市民、事業者】
		②ため池の防災対策
		○決壊した場合に被害が想定されるため池の浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所を示すハザードマップを活用することで住民の避難体制を確立する。【行政、市民、事業者】 ○決壊すると多大な影響を与える防災重点ため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。【行政、市民、事業者】

リスクシナリオ	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
対 策		①土砂災害や山地災害への対応
推進方針		○地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべりおよび山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】 ○土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所および避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【行政、市民】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
対 策		①施設等の耐震化の促進等
推進方針		○災害時に地域の救急救助活動の拠点となる消防本部および分署等について、耐震化を進めるとともに、代替拠点を設け、消防車両を移動させるなど、津波対策を講じる。【行政】
対 策		②防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備
推進方針		○南海トラフ地震等に備え、市や県の被災状況や他市町からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、市庁舎の整備を行い防災拠点としての体制整備を図る。【行政】 ○自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】
対 策		③消防等における体制整備
推進方針		○消防本部、消防団および自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【行政、市民、事業者】 ○県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】 ○同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を定めておく。【行政】 ○女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を推進するとともに活動の担い手を確保し、消防団の育成および強化を図る。【行政、市民、事業者】
対 策		④自主防災組織の活動体制強化
推進方針		○地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】 ○地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、救助活動等の要請を関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。【行政、市民、事業者】 ○自主防災組織の育成を推進するとともに自主防災組織によるさまざまな地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【行政、市民、事業者】

リスクシナリオ	2-2	医療施設等および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
	対 策	①医療救護体制の強化
	推進方針	○被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して県内他地域または県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の受入調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど救護班の受入患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【行政、事業者】 ○災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に災害時における医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【行政、事業者】
	対 策	②災害拠点病院等における施設・設備の充実等
	推進方針	○災害拠点病院等について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【行政、事業者】
	対 策	③道路ネットワークの強化
	推進方針	○物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため高速道路株式会社等防災関係機関と連携し、坂出北インターのフルインター化を含めた「四国8の字ネットワーク」の早期完成など道路施設の整備を積極的に推進する。【行政、事業者】 ○災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【行政、事業者】

リスクシナリオ	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	対 策	①避難等の体制整備
	推進方針	○災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所および被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、トイレカーや仮設トイレ、非常用電源等資機材の確保などに努め避難所等の機能強化を図る。【行政】 ○災害時において、一般の避難所では生活が困難な乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の運営体制について確保する。【行政、事業者】 ○夏季の熱中症対策など、災害発生時における避難所等となる屋内運動場について、空調設備や自家発電設備設置を促進する。【行政】
	対 策	②医療救護体制の強化
	推進方針	○避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか救護所の設置などの医療救護体制を強化する。【行政、事業者】 ○医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【行政、事業者】
	対 策	③社会福祉施設等における体制整備
	推進方針	○社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう体制の整備に努める。【行政、事業者】 ○社会福祉施設等において、災害時における市、県、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【行政、市民、事業者】

対 策	④保健活動体制の強化
推進方針	○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の患者が多発しないよう、被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の受援体制を構築する。【行政、事業者】

リスクシナリオ	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
対 策		①施設等の耐震化の促進等
推進方針		○防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について民間事業者等と協定を締結するなど調達の体制確保を図る。【行政、事業者】
対 策		②食料・飲料水等の調達等の確保体制
推進方針		○防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や簡易トイレ等を準備しておくよう啓発を行う。【行政、市民、事業者】 ○食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等を踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【行政、事業者】 ○災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上水道の基幹管路の耐震化や老朽化対策を推進する。【行政、事業者】
対 策		③再生可能エネルギーの導入促進
推進方針		○再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点や、エネルギー源の分散化、地域経済への波及効果の観点から重要であるため「住宅用太陽光発電システムや蓄電システムへの設置補助」および「市有施設への太陽光発電システムや蓄電システムの整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取組む。【行政、市民、事業者】
対 策		④コンビナート等の防災対策
推進方針		○番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な役割を果たすことになる。一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各事業者において、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【行政、事業者】
対 策		⑤災害に備えた燃料等の確保体制の整備
推進方針		○大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう災害対応に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【行政、事業者】 ○事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【行政、事業者】 ○関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【行政、事業者】

リスクシナリオ	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	対 策	①帰宅困難者対策
	推進方針	○「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて必要な啓発を行う。【行政、市民、事業者】 ○事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について必要な啓発を行う。【行政、事業者】 ○避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることからホテル・旅館等一時的に滞在できる施設の確保について検討する。【行政、事業者】 ○公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報をインターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【行政、事業者】 ○災害時における観光客への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【行政、事業者】 ○災害時の一時待機場所として活用できる広場の整備や公共交通の運行状況等の情報を提供する電光掲示板の設置など帰宅困難者への支援施設の整備を図る【行政、事業者】

リスクシナリオ	2-6	長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
	対 策	①島しょ部等の防災対策
	推進方針	○ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊、海上保安署等との部隊輸送等に関する連携などにより災害時の情報収集、救出・救助、人員物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】 ○自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど島しょ部における防災機能や互助体制の強化を図る。【行政、市民、事業者】
	対 策	②島しょ部等の医療対策
	推進方針	○災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポートの整備、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の利用など医療体制の充実を図る。【行政、事業者】

リスクシナリオ	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	対 策	①感染症等の発生・まん延における対策
	推進方針	○情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、害虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市内において対応が困難な場合は、県、国による技術的援助または近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【行政、事業者】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	対 策	①治安の維持のための体制整備
	推進方針	○避難地域における空巢や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

リスクシナリオ	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	対 策	①施設等の耐震化の促進等
	推進方針	○発災時において応急対策活動の拠点となる市庁舎および市立病院をはじめとする市有施設等を防災上重要建築物として、耐震性の確保等を図るとともに、市庁舎が被災した場合に備え、代替庁舎の確保を推進する。【行政】
	対 策	②業務継続体制の確保
	推進方針	○いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保配分等を定めた業務継続計画（ＢＣＰ）の随時見直しを図る。また、初動体制を早期に確立するため業務の見直しに合わせアクションカードの整備を促進する。【行政、事業者】
	対 策	③防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備
	推進方針	○災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動および復旧活動に関し相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう応援協定を締結するなどにより相互応援体制の整備を図る。【行政、事業者】 ○大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、中国地方をはじめとして、全国の各市町との間で広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】 ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとして中国地方または全国の各市町から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【行政、事業者】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下
	対 策	①事業継続体制の確保
	推進方針	○商工会議所が中小企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けの事業継続計画（ＢＣＰ）策定セミナーの開催等を行い、早期のＢＣＰ策定を促進する。【行政、事業者】
	対 策	②サプライチェーンの途絶を防ぐ対策
	推進方針	○大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【行政、事業者】
	対 策	③物資の供給・輸送体制の強化
	推進方針	○大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できるようにするため、策定済である坂出港事業継続計画（ＢＣＰ）について継続的に評価・改善を行う。【行政】

リスクシナリオ	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出
対 策		①コンビナート等の防災対策
推進方針		○番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の企業も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、香川県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災資機材の整備、情報連絡体制の整備など災害時の防災体制の強化を図る。【行政、事業者】 ○危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを図るため指導を行うとともに事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【行政、事業者】
対 策		②有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策
推進方針		○有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、有害物質を取り扱っている事業者において有害物質の飛散および流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【行政、事業者】 ○二次被害を防止するため、市と県および国が連携して、被災時の石綿飛散防止策および処理要領を確立する。【行政、事業者】

リスクシナリオ	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
対 策		①食料・飲料水等の調達等の確保体制
推進方針		○食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【行政、事業者】
対 策		②物資の供給・輸送体制の強化
推進方針		○物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【行政、事業者】 ○「プッシュ型支援」においては、市の物資需要に関する情報提供を行い必要とする物資の供給受けを、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の円滑・確実な受領・供給が行われるよう体制整備を図る。【行政、事業者】
対 策		③農業施設の整備や地域資源の保全管理
推進方針		○農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【行政、事業者】 ○津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【行政、事業者】
対 策		④漁港施設の整備
推進方針		○防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】 ○防災・減災対策として防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【行政】

リスクシナリオ	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
対 策		①用水確保体制の整備
推進方針		○渇水の影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策や災害時井戸の整備等、危機時の代替水源の確保等の取組みを推進する。【行政、事業者】 ○工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に整備する。【行政、事業者】

リスクシナリオ	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
対 策		①農業施設の整備や地域資源の保全管理
推進方針		○防災・減災力の強化を含めた農業地域を有する多面的機能の維持発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道水路、ため池等の地域資源の適切な保全・管理等を推進するとともに、これらを通じて地域防災力の強化を図る。【行政、市民、事業者】
対 策		②鳥獣被害防止対策の推進
推進方針		○鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下を防止するため、鳥獣を寄せ付けない・侵入防止・個体数を減らすなどの総合的な対策を推進する。【行政、事業者】
対 策		③森林等の保全管理
推進方針		○大規模な山地災害等から地域の安全・安心を確保するため、必要に応じて危険な荒廃山地・溪流の整備など治山対策を推進する。【行政、事業者】

5 情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
対 策		①行政における情報伝達体制の強化
推進方針		○避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】 ○情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【行政、市民】 ○在留外国人や外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等の促進に努める。【行政、事業者】 ○防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線の充実等を図るとともに、災害情報を全ての市民等が受け取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携する情報伝達手段の多重化を促進する。【行政、市民、事業者】
対 策		②災害対応業務体制の強化
推進方針		○災害発生時の各種情報の収集・伝達を確保するため、移動系・同報系防災行政無線を整備するとともに、香川県防災情報システムを利用することにより災害関連情報の共有化を図る。【行政】 ○消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化および耐災害性を強化する。【行政】
対 策		③事業者を含む情報伝達体制の整備
推進方針		○災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することがないように、可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を促進する。【事業者】

リスクシナリオ	5-2	電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能停止
	対 策	①電力ネットワークの体制整備
	推進方針	○大規模災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する。【事業者】 ○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【行政、市民、事業者】

リスクシナリオ	5-3	都市ガス供給、石油、LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能停止
	対 策	①燃料供給施設等の体制整備
	推進方針	○輸送基盤の災害対策を推進し、燃料等の供給ルートを確認するとともに、関係機関の連携体制の整備を推進し、発災後の迅速な輸送経路の啓開や、装備資機材の充実を図る。【行政、事業者】 ○SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力を強化する。【事業者】

リスクシナリオ	5-4	上水道等の長期間にわたる供給停止
	対 策	①雨水等の再利用促進
	推進方針	○地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【行政、市民、事業者】 ○災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【行政、市民、事業者】
	対 策	②水道施設等の耐震化、老朽化対策
	推進方針	○水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化および長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また机上および実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【行政、事業者】

リスクシナリオ	5-5	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
対 策		①施設等の耐震化の促進等
推進方針		○下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、被災時の応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化を考慮するとともに、適切な施設管理に努める。【行政】 ○発災後も公共下水道の機能を維持または減災するため、揺れの強い地域、浸水想定区域、液状化の危険度の高い地域および老朽管路について、関係機関と連携し、着実に整備を推進し、管路の耐震性等の確保を図る。併せて、被災後の応急復旧を迅速かつ円滑に行うための応急復旧資機材の整備を含めた体制を確立する。【行政、事業者】 ○老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【行政、市民】
対 策		②業務継続体制の確保
推進方針		○大規模な災害が発生した場合においても、公共下水道の事業を継続できるよう策定済の下水道事業継続計画（BCP）の随時見直しを図る。【行政、事業者】

リスクシナリオ	5-6	陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
対 策		①物資の供給・輸送体制の強化
推進方針		○緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保などの体制整備を図る。【行政、事業者】 ○大規模な災害の発生に備え、坂出港（防災機能強化港）について迅速な航路啓開の体制を確立し、港を拠点としたエネルギー輸送など防災拠点としての体制整備を図る。【行政】 ○港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように、県、国と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【行政、事業者】
対 策		②道路施設の防災対策
推進方針		○耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備に努める。【行政】 ○道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕および計画的な架け替えの実施を行うとともに主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】 ○道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】 ○道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法について検討を行う。【行政、事業者】
対 策		③鉄道施設の防災対策
推進方針		○地震による被害を軽減するため、鉄道施設のうち橋梁や土構造物等を中心に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。【行政、事業者】 ○線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全な施設整備を図る。【事業者】
対 策		④港湾施設の防災対策
推進方針		○港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、維持管理計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】 ○島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう道路・海岸堤防等の耐震補強等、必要な安全性を確保するとともに障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【行政、事業者】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	対 策	①事前復興対策
	推進方針	○復興事前準備に取組み、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めるよう努める。【行政、市民、事業者】 ○災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。【行政】 ○活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組みを引き続き事前防災対策として推進し、サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制する。【行政、事業者】

リスクシナリオ	6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	対 策	①地域の人材の確保体制の強化
	推進方針	○建設産業においては、中長期的な担い手の確保・育成のための取組みや国等が実施する復旧等に資する技術力向上のための研修を受講するなど大規模災害発生時における対策を検討する。【行政、事業者】 ○現場技術者の立入りが容易でない災害現場における被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や必要となる人材・資器材を確保する。【事業者】 ○官民連携の下に、各種行政システムとそれを扱う人材・資器材のバックアップ体制を構築する。【行政、事業者】

リスクシナリオ	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	対 策	①廃棄物処理対策
	推進方針	○廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な広さの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【行政、事業者】 ○市災害廃棄物処理計画は、仮集積場・処分場の候補地の選定等を含め市や県との間において情報共有を図り策定している。なお、有害物質の漏洩等により有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。また、計画は実行性を高めるため適宜見直しを図る。【行政、事業者】 ○処理計画の実行性を高めるため廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに研修会等の開催などにより人材育成を図る。【行政、事業者】
	対 策	②津波等による漂流物の対策
	推進方針	○津波等により大量のごみや流木等が港湾等に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】

リスクシナリオ	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	対 策	①復旧・復興対策
	推進方針	○大規模地震時等に著しく危険で大規模火災のリスクの高い住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難路等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階も見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【行政、市民】
	対 策	②地籍調査事業の推進
	推進方針	○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【行政、市民】

リスクシナリオ	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	対 策	①施設等の耐震化の促進等
	推進方針	○文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進し、耐災害性を高めるとともに、文化財の保護対策を推進する。この際、グリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮する。【行政、事業者】
	対 策	②地域活力の向上
	推進方針	○建築物などの有形の文化財や無形の民族文化財を維持するため、地域コミュニティの活力を推進する。【行政、市民、事業者】

2 施策分野ごとの対策と推進方針

リスクシナリオごとの推進すべき対策を明確にし、実効性の向上を図ることを目的に、リスクシナリオを回避するための9つの個別施策分野を次のとおり設定して、別添資料2「施策分野ごとの対策と推進方針」として整理した。

個別施策分野		主な対策の内容
1	行政機能・消防等・防災教育等	○施設等の耐震化の促進等 ○業務継続体制の確保 ○訓練環境の充実強化等 ○防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備 ○島しょ部等の防災対策 ○地域の人材の確保体制の強化 ○災害対応業務体制の強化 ○消防等における体制整備 ○治安の維持のための体制整備 ○防災教育等の実施 ○事前復興対策
2	住宅・都市	○公共施設等の耐震性の確保 ○交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化 ○避難等の体制整備 ○市街地等における火災対策 ○雨水等の再利用促進 ○水道施設等の耐震化、老朽化対策 ○電力ネットワークの体制整備 ○燃料供給施設等の体制整備 ○食料・飲料水等の調達等の確保体制 ○帰宅困難者対策 ○自主防災組織の活動体制強化 ○無電柱化の推進 ○長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策 ○地域活力の向上
3	保健医療・福祉	○医療救護体制の強化 ○島しょ部等の医療対策 ○災害拠点病院等における施設・設備の充実等 ○社会福祉施設等における体制整備 ○感染症等の発生・まん延における対策 ○保健活動体制の強化
4	エネルギー	○再生可能エネルギーの導入促進 ○コンビナート等の防災対策 ○災害に備えた燃料等の確保体制の整備
5	情報通信	○行政における情報伝達体制の強化 ○事業者を含む情報伝達体制の整備
6	産業	○事業継続体制の確保 ○サプライチェーンの途絶を防ぐ対策 ○用水確保体制の整備
7	交通・物流	○物資の供給・輸送体制の強化 ○道路ネットワークの強化 ○道路施設の防災対策 ○鉄道施設の防災対策 ○港湾施設の防災対策
8	農林水産	○ため池の防災対策 ○農業施設の整備や地域資源の保全管理 ○漁港施設の整備 ○森林等の保全管理
9	市土保全・環境・土地利用	○住宅密集地の改善整備の推進 ○河川・海岸堤防等の整備 ○津波から円滑な避難を確保するための対策 ○洪水等から円滑な避難を確保するための対策 ○土砂災害や山地災害への対応 ○鳥獣被害防止対策の推進 ○廃棄物処理対策 ○有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策 ○津波等による漂流物の対策 ○復旧・復興対策 ○地籍調査事業の推進

第5章 計画の推進

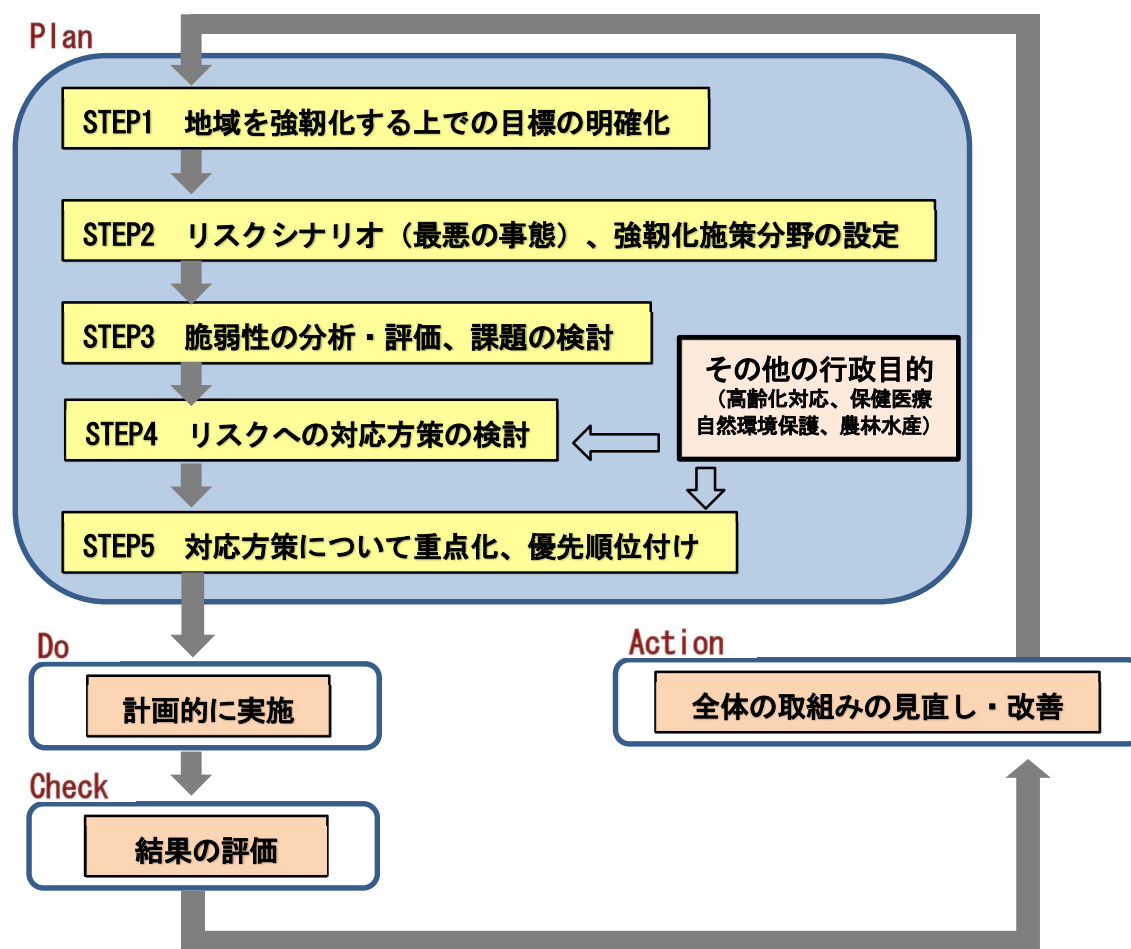
1 計画の推進

計画の推進は、庁内において総合的・横断的に実施することが望ましく、全部局を対象に全庁横断的な体制のもと、県、国、市民や事業者等と連携しながら計画を推進する。

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、Plan（施策の最重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握結果の評価）、Action（全体の取組みの見直し・改善）で構成されるPDCAサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。

また、その他の施策についても関連事業の実施状況等を把握する中で同様にPDCAサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。



【用語解説】

◆：国土強靱化地域計画に関連する用語 ●：その他の用語 []：関連分野

ア

- **インフラ（インフラストラクチャー）** [行政機能、エネルギー、産業、交通・物流]
道路、港湾、水道、電力網などの社会基盤のこと。例えば、道路や空港、港湾等の交通に関する社会基盤のことを交通インフラという。災害時には社会経済システムが機能不全に陥らないため、インフラ機能の確保が求められる。
- **Ｌアラート（公共情報コモンズ）** [情報通信]
地方公共団体が発信する避難勧告等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムのこと。ローカル（Local）な緊急警報（アラート）を意味
- ◆ **起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）**
脆弱性の評価を行うにあたり、災害発生時において、社会経済システムが機能不全に至る事態のこと。本計画では、33項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定

カ

- **かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）** [保健医療・福祉]
全国に先駆けて取組んだ全国初の全県的な医療情報ネットワーク。レントゲン画像など遠隔での読影診断や患者紹介を中心とした医療連携ネットワークのこと
- **香川県防災情報システム** [行政機能、情報通信]
避難勧告等、県が観測している雨量情報等を収集し、ホームページ、携帯メール、ツイッター、Ｌアラート、防災アプリにより、多様な手段で県民に防災情報を伝達するシステムのこと
- **業務継続計画（BCP）**（BCP:Business Continuity Plan） [行政機能]
利用できる資源に制約がある状況下において、応急対策業務および継続性の高い通常業務を明らかにし、業務継続に必要な措置を講ずることにより、大規模災害時等にあっても適切な業務遂行を行うために定めた計画のこと
- **緊急消防援助隊** [行政機能]
大規模災害等において、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、全国の消防機関が相互に援助体制を構築し、人命救助活動等を行う消防部隊
- **緊急輸送道路** [交通・物流]
大規模地震発生直後から生起する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連結する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路であり、地域防災計画で定められている。
- ◆ **国土強靱化**
あらゆる災害が発生しても、被害を最小限に抑え、また迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会システムを平時から構築すること
→ 国土強靱化基本法
- ◆ **国土強靱化基本法**
「強くしてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」のこと。東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に制定した。これに

基づき、国は「国土強靱化基本計画」を県は「香川県国土強靱化地域計画」を策定しており、市町は「国土強靱化地域計画」の策定が求められている。

● **戸別受信機** [行政機能、情報通信]

各住戸内に設置される同報系無線子局のこと。住戸内に設置することにより、屋外スピーカー型同報系無線の欠点であった天候等の影響を受けなくなることが利点

サ

● **災害拠点病院等** [保健医療・福祉]

災害拠点病院：災害発生時に、患者の広域搬送や応急用資器材貸出しをする他、医療救護チームの派遣に対応できる医療救護活動の拠点となる病院のこと（回生病院）

広域救護病院：（坂出市立病院）

市指定救護病院：（上記の他、聖マルチン病院、赤沢病院、MIRAI病院、こころの医療センター五色台）

● **災害派遣医療チーム（DMAT）**（Disaster Medical Assistance Team）[保健医療・福祉]

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム

● **災害派遣精神医療チーム（DPAT）**（Disaster Psychiatric Assistance Team）
[保健医療・福祉]

自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者および支援者に対して、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。DPAT 1隊あたりの活動期間は、1週間（移動日2日・活動日5日）を標準とし、必要があれば一つの都道府県等が数週間から数カ月継続して派遣

● **再生可能エネルギー** [産業]

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと

● **サプライチェーン** [産業]

サプライ（供給）チェーン（連鎖）製造した製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。災害時に交通機能の分断などで各企業間や消費者への物流が停滞し、多方面の生産活動に影響がでることが懸念されている。

● **山地災害危険地区** [交通・物流、市土保全・環境・土地利用]

急傾斜地崩壊、地すべり、土石流などによって人家や公共施設に直接被害を与えるおそれのある溪流や山腹について調査を行い、地質や地形などから危険度を判定し、一定の基準以上の危険な地区のこと

● **事業継続計画（BCP）**（BCP:Business Continuity Plan） [エネルギー、産業]

通常の業務遂行が困難になる事態が発生した場合に、事業の継続や復旧を速やかに遂行し、業務中断に伴うリスクを最低限にするため、平時から事業継続を戦略的に準備する計画のこと

● **事業継続マネジメント（BCM）**（BCM:Business Continuity Management）
[エネルギー、産業]

BCPを実施するため、人員・資機材の確保を含む事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練、BCPの見直し・改善などを行う平時からのマネジメント活動を含む

概念のこと

● **指定緊急避難場所** [行政機能]

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定した政令等の基準に適合する公園学校等の場所または施設等のこと

● **指定避難所** [行政機能]

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定した政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等のこと

◆ **重要業績指標（K P I）**（Key Performance Indicator）

各プログラムの達成度や進捗度を計る定量的な指標のこと。国土強靱化地域計画では、K P Iにより施策の評価を実施

● **静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）** [保健・医療]

車内などで狭い空間などで同じ姿勢を長期間続けることなどにより、下肢に血栓ができ遊離し肺動脈を閉塞し、状況によっては致死的な状況になること

● **ストックヤード** [市土保全・環境・土地利用]

災害廃棄物を一時的に保管する場所のこと

● **スロッシング現象** [エネルギー、産業]

スロッシング（液面揺動）とは、地震波と容器内の液体が共振して液面が大きく揺れる現象のこと。これにより、特に浮屋根式の危険物タンクでは、浮屋根の損傷、内容物の溢流、屋根での火災といった被害を受ける危険性がある

◆ **脆弱性**

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、大規模災害等に対して脆くて弱い国土であり、人命保護等の観点から問題となるもの

● **石油コンビナート等防災アセスメント調査** [エネルギー、産業]

石油コンビナート等特別防災区域で想定される災害の形態、規模、影響範囲など災害の規模と影響を把握し、石油コンビナート等防災計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に行うアセスメント調査のこと

● **全国瞬時警報システム（J-A L E R T）** [行政機能、情報通信]

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県および全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムのこと

タ

● **大規模盛土造成地** [市土保全・環境・土地利用]

谷を埋めた造成宅地で盛土の面積が3,000 m²以上のもの、または傾斜地に盛土した造成宅地で盛土をする前の地盤の傾斜が20度以上かつ盛土の高さが5m以上のもの

● **湛水** [市土保全・環境・土地利用]

下水道分野における湛水とは、河川などの高水位の影響により内水排除が困難となり、雨水流出が内水域に滞留すること

● **津波避難対象地域** [行政機能]

地震が発生した場合において、津波からの避難が必要となることが想定される地域であり、市が指定

- **同報系防災行政無線** [行政機能、情報通信]
屋外スピーカーや戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム
- **道路啓開** [交通・物流]
緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること
- **土砂災害危険箇所** [市土保全・環境・土地利用]
国土交通省の調査・点検要領に基づき、都道府県が実施した調査で判明した土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所

ナ

- **内水** [市土保全・環境・土地利用]
一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水（雨水出水）は、公共下水道等により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと

ハ

- **ハザードマップ** [行政機能]
自然災害（津波・洪水・土砂災害）による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと
- **避難行動要支援者** [行政機能]
高齢者や障がい者等要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと
- **プッシュ型支援** [行政機能]
支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の支援方法のこと
- **プル型支援** [行政機能]
支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の支援方法のこと
- **防災拠点** [行政機能]
災害時における避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置場、応急復旧活動の拠点、本部施設や予備施設等のこと

ラ

- **ライフライン** [住宅・都市、エネルギー、産業]
生活・生命を維持する市民生活の基盤となる水道・電気・ガス・通信・交通などの地域生活を支えるシステムの総称のこと。災害時にはライフラインの機能確保が重要
- **リエゾン** [行政機能、市土保全・環境・土地利用]
地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ国土交通省等の職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うもの

資料１【リスクシナリオごとの脆弱性評価】

１ あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

①公共施設等の耐震性の確保

- ・災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等の公共的施設や、不特定多数が集まる文化施設等については、施設としての重要度および多数の人が出入りする環境から耐震性を確保する必要がある。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策等、安全対策を進める必要がある。【行政、事業者】
- ・住宅・建築物の耐震化については、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、耐震改修、空き家の除却や適切な管理の促進等、耐震化を進める必要がある。【行政、市民】

②避難等の体制整備

- ・地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことが必要である。【行政、市民、事業者】
- ・地震時の住宅における被災を軽減するには、住宅における家具類転倒防止対策が有効でありその補助制度の活用や情報提供により啓発することが必要である。【行政、市民】
- ・住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して災害時に支障をきたさないようするとともに避難行動要支援者の避難支援などの対策を推進する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・住民が徒歩で確実に避難できるよう、耐震性や幅員など避難路等の安全性を確保する必要がある。
- ・本市の文教地区においては、小・中・高等学校等の学校が集まって立地していることから、災害発生時に学生等が安全・確実に避難できるよう避難路として十分な幅員を確保する必要がある。【行政】

③訓練環境の充実強化等

- ・大規模地震発生時に被災した市における災害マネジメント機能を確保するため、市の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等を推進する必要がある。また、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する必要がある。【行政、市民】

④無電柱化の推進

- ・大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有および連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時の確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。【行政、事業者】

⑤長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策

- ・地震発生に伴う土砂災害や液状化による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等が必要である。【行政、事業者】

⑥防災教育等の実施

- ・大規模地震発生時に少しでも身を守る行動等がとれるよう、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【行政、市民、事業者】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①市街地等における火災対策

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化していく必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・市街地における地域防災力の向上を図るため、消防団員の確保とともに初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練および初期消火用具等装備の充実、自主防災組織等々との連携強化を推進する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・火災の延焼を防止するとともに、災害時の避難場所等としての機能を確保するため、街路、公園緑地等を適正に整備する必要がある。【行政】
- ・水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進するなどにより、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する必要がある。【行政、事業者】

②住宅密集地の改善整備の推進

- ・大規模火災のリスクの高い危険な住宅密集地は、施設の被害防止、道路等整備や土地利用を考慮し、復興を見据えたビジョンと安全地域づくりに努める必要がある。【行政、市民】

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

①交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化

- ・津波からの避難を確実にするため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【行政、市民、事業者】

②災害対応業務体制の強化

- ・施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用、危機管理体制の強化を進める必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【行政、市民、事業者】

③避難等の体制整備

- ・平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、津波ハザードマップの普及を促進する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・島しょ部は土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る必要がある。【行政、市民、事業者】

④河川・海岸堤防の整備

- ・大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため「粘り強い構造」を導入した堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う必要がある。【行政】
- ・庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や河川・海岸堤防の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策および石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【行政】
- ・危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【行政、事業者】
- ・地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政、事業者】
- ・湛水地域における排水、地盤の嵩上げ、防潮堤等の新設等、インフラ整備や構造物建設を開始する前の基盤整備が必要となり復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコストが生じる等の問題が発生するため、対策検討が必要となる。【行政、事業者】

⑤津波からの円滑な避難を確保するための対策

- ・大規模地震・津波が想定される河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】

1-4 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

①洪水等から円滑な避難を確保するための対策

- ・大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。併せて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや雨水出水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【行政、市民】
- ・強雨傾向等をふまえ、道路やアンダーパス部等における排水施設および排水設備の補修等を推進する必要がある。【行政】
- ・自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、社会資本整備や土地利用に係る様々な取り組みにグリーンインフラを継続的に推進する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進めていく必要がある。【行政、市民、事業者】

②ため池の防災対策

- ・地震等によるため池の決壊を未然に防止するため、防災重点ため池を優先に耐震化等整備を行うとともに、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を推進し、避難体制を確立する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・異常気象等の発生による突発的または広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進していく必要がある。【行政、市民、事業者】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①土砂災害や山地災害への対応

- ・豪雨のみならず、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震等を踏まえて、人家が集中している個所やまちづくり等の観点から特に重要な地域および社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木災害対策を推進する必要がある。【行政】
- ・地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【行政、市民】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

①施設等の耐震化の促進等

- ・消防庁舎は施設の耐災害性（地震・津波）を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】

②防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備

- ・南海トラフ地震等に備え、市や県の被災状況や他市町からの支援状況など情報収集を行うため、また救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、市庁舎の整備を行い防災拠点としての体制整備を図る必要がある。【行政】
- ・自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、派遣要請を行う分野について、事前に派遣要請体制を整備する必要がある。【行政】

③消防等における体制整備

- ・消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・災害発生時における消防等の対応力を補うため、消防団の活性化および団員を確保する必要がある。【行政、市民】

④自主防災組織の活動体制強化

- ・地域における防災対策および活動を円滑に行うため、地域活動団体との連携強化、防災訓練の充実、必要な資機材の整備等を図る必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みの構築が必要である。【行政、市民、事業者】
- ・避難所における運営を円滑に実施するため、地域における活動を担う自主防災組織の体制強化を図る必要がある。【行政、市民、事業者】

2-2 医療施設等および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

①医療救護体制の強化

- ・被災地における医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要を補うため、県内他地域や県外から医療協力を得るための体制整備が必要である。【行政、事業者】
- ・大規模災害時における救急医療を円滑に実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入等の体制を整備する必要がある。【行政、事業者】
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置済みであるが、インフラ被災時には、被災地に円滑に到達できなくなるおそれがあるため、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【行政、事業者】

②災害拠点病院における施設・設備の充実等

- ・災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。【行政、事業者】

- ・需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設または福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【市民、事業者】

③道路ネットワークの強化

- ・陸・海・空の輸送ルートを実実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・迂回路として活用できる農道等について幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【行政、事業者】
- ・幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルート代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【行政、事業者】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

①避難等の体制整備

- ・指定避難所等の機能強化を図るため、施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資の備蓄、仮設トイレ、非常用電源等資機材の確保など、避難所等の体制を整備する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等の配慮した事前の計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の運営体制を確保していく必要がある。【行政、事業者】
- ・夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する必要がある。【行政】

②医療救護体制の強化

- ・避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか救護所の設置要領など医療救護体制を整備する必要がある。【行政、事業者】
- ・医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な連携要領について体制整備を進める必要がある。【行政、事業者】

③社会福祉施設等における体制整備

- ・社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【行政、事業者】
- ・災害時においても福祉施設等としての機能を維持し、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受入れられる体制の整備が必要である。【行政、事業者】

④保健活動体制の強化

- ・避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の患者が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。【行政、事業者】
- ・被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。【行政、事業者】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①施設等の耐震化の促進等

- ・防災拠点施設における停電や燃料不足により、災害対応に支障がないようにするため、非常用電源設備等の整備や燃料確保等の対策を講じる必要がある。【行政、事業者】

②食料・飲料水等の調達等の確保体制

- ・災害時における食料や飲料水等を確保するため、食料等を備蓄するとともに、関係業界等と協定を締結するなど調達の確保を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・災害時に食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【行政、事業者】
- ・災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上水道の基幹管路の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。【行政、事業者】

③再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実・強化を図る必要がある。【行政、市民、事業者】

④コンビナート等の防災対策

- ・四国有数の大型生産拠点の一つである番の州コンビナート地区は、最大クラスの津波が発生しても概ね浸水しない結果となっており、大規模な石油タンク流出の可能性は低い。コンビナートに係る設備の耐震化や地区内道路の液状化対策および民有護岸等の強化など、地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【行政、事業者】

⑤災害に備えた燃料等の確保体制の整備

- ・電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【行政、事業者】
- ・発災後の迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により、装備、資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【行政、事業者】
- ・被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【行政、事業者】

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

①帰宅困難者対策

- ・帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組みを推進する必要がある。また、一時滞在施設や指定避難所となる学校施設等について、必ずしも防災機能（備蓄倉庫、発電・蓄電機能、代替水源等）を十分に有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。【行政】
- ・発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・災害時の一時待機場所として活用できる広場の整備や公共交通の運行状況等の情報を提供する電光掲示板の設置など帰宅困難者への支援施設の整備を図る必要がある。【行政、事業者】

2-6 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

①島しょ部等の防災対策

- ・島しょ部は災害対処機能が十分ではなく、また海に隔てられていることから、速やかな災害対処に困難が伴う場合が多いため、本土との連携を緊密にし、本土の災害対応能力の活用を行う必要がある。また、土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【行政、市民】
- ・道路の防災、震災対策や防災機能強化港の耐震岸壁整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、島しょ部等では現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、取組みを推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【行政、市民】
- ・自衛隊、海上保安署の部隊輸送、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポート設定等、自衛隊等との連携強化を図る必要がある。【行政】
- ・高齢化率の高い島しょ部や王越地区等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合、交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれもあるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携、避難路や代替輸送路を確保するための取組みを促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。【行政、市民、事業者】

②島しょ部等の医療対策

- ・島しょ部等における災害の発生に備え、医師および輸送手段の確保等について医療体制の充実を図る必要がある。【行政・事業者】

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

④感染症等の発生・まん延における対策

- ・多数の市民が避難所に避難することで、一人あたりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政、事業者】
- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。【行政、事業者】
- ・災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組みを着実に推進する必要がある。【行政、事業者】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

①治安の維持のための体制整備

- ・治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。【行政】
- ・被災地域における空巢や暴行・傷害行為を防止するため、避難所等における防犯や安全確保が維持できる体制整備を図る必要がある。【行政】

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①施設等の耐震化の促進等

- ・避難所等となる体育館等の耐震化は完了しているが、一部吊り天井など非構造部材の耐震対策未実施の施設もあり、構造の強化など対策を講じる必要がある。【行政】

②業務継続体制の確保

- ・職員の被災や市長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】
- ・大規模な災害時には、初動体制から応急対策までの活動が人命保護に多大な影響を及ぼすため、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画を随時見直すとともに、相互応援体制の整備を含め災害時業務体制の確保を図る必要がある。【行政】
- ・市・県（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】
- ・南海トラフ地震（L2）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、市の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】
- ・島しょ部や集落が孤立する可能性のある地区等が被災した場合、地域内の限られた人数での対応となることが想定されるため、職員の派遣計画を講ずる必要がある。【行政】
- ・基幹系ネットワーク等において、障害や災害等による業務停止を防止するため、危機・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。【行政】

③防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備

- ・大規模災害（地震・火災、土砂、洪水）から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【行政】
- ・災害発生時の資源不足を補うため、相互応援協定の締結、受援体制の整備などを実施する必要がある。【行政・事業者】

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

①事業継続体制の確保

- ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組みを促すため、支援情報を周知する必要がある。【行政、事業者】
- ・市内中小企業に対し、BCP策定の必要性についての普及啓発および策定の促進に取り組む必要がある。【行政、事業者】

②サプライチェーンの途絶を防ぐ対策

- ・サプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政、事業者】

③物資の供給・輸送体制の強化

- ・ 防災機能強化港（坂出港）における坂出港事業継続計画は策定しているが、今後、大規模災害時における緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できること等を行えるようにする実効性を確保する必要がある。【行政】

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

①コンビナート等の防災対策

- ・ 特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・ コンビナートエリア内における企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者等における取組みを強化する必要がある。【事業者】
- ・ コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・ 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【行政、市民、事業者】

②有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き市と県および国が連携して対応する必要がある。【行政、事業者】
- ・ 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報も踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。【行政、事業者】
- ・ 地震・津波により、石綿含有建築物が被災した場合における処置対策について具体化する必要がある。【行政、事業者】

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

①食料・飲料水等の調達等の確保体制

- ・ 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【行政、事業者】

②物資の供給・輸送体制の強化

- ・ 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、市は協定を締結している事業者と物資搬送訓練等を行う必要がある。【行政、事業者】
- ・ 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、市、県、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【行政、事業者】

③農業施設の整備や地域資源の保全管理

- ・ 農林水産業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【行政、事業者】

④漁港施設の整備

- ・ 大規模な災害発生後も物資を安定供給するため、防災・減災対策として防波堤の嵩上げ等漁港施設の機能強化に係る整備を実施する必要がある。【行政】

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①用水確保体制の整備

- ・ 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、渇水の影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や災害時井戸の整備等、危機時の代替水源の確保等の取組みを推進していく必要がある。【行政、事業者】
- ・ 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築しておく必要がある。【行政、事業者】

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

①農業施設の整備や地域資源の保全管理

- ・農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【行政、市民、事業者】

②鳥獣被害防止対策の推進

- ・鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下を防止するため、鳥獣を寄せ付けない・侵入防止・個体数を減らすなどの総合的な対策を推進する必要がある。【行政、事業者】

③森林等の保全管理

- ・大規模な山地災害等による多数の死傷者発生防止のためには、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する必要がある。【行政、事業者】

5 情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①行政における情報伝達体制の強化

- ・情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・在留外国人や外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。【行政、事業者】
- ・災害情報を全ての市民等が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。【行政、市民、事業者】

②災害対応業務体制の強化

- ・災害発生時における各種情報の収集・伝達手段の確保および災害関連情報を共有化するため、多様な通信手段を整備する必要がある。【行政】
- ・無線等の情報通信施設等について高機能化および耐災害性を強化する必要がある。【行政】

③事業者を含む情報伝達体制の整備

- ・災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することがないように、可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を進める必要がある。【事業者】

5-2 電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能停止

①電力ネットワークの体制整備

- ・大規模災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する必要がある。【事業者】
- ・再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。【行政、市民、事業者】

5-3 都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能停止

①燃料供給施設等の体制整備

- ・燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備推進する必要がある。【行政、事業者】
- ・SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する必要がある。【事業者】

5-4 上水道等の長期間にわたる供給停止

①雨水等の再利用促進

- ・水道施設においては、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【行政、事業者】

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

- ・大規模な自然災害発生時には、水道・ガス供給設備等が被災し、機能停止に陥る可能性があるため、施設の耐震性強化を図る必要がある。【行政、事業者】

5-5 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①施設等の耐震化の促進等

- ・下水道施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症の発生が想定されるため、下水道の耐震化や公共下水道事業継続計画を随時見直し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。【行政】
- ・揺れの強い地域、浸水地域、液状化地域を中心に、管路の被災により、処理が困難となる可能性があり、耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定される。【行政】
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。【行政、市民】

②業務継続体制の確保

- ・大規模な災害時には、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、策定済の下水道事業継続計画（BCP）の実効性を向上していく必要がある。【行政、事業者】

5-6 陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

①物資の供給・輸送体制の強化

- ・障害物を除去し道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材を事前に確保しておく必要がある。【行政、事業者】
- ・災害漂流物等により、船舶の運航に支障が生じないように、国、県との連携体制および関係企業や団体との協力体制を構築する必要がある。【行政、事業者】

②道路施設の防災対策

- ・孤立集落等の発生または長期化を防止するため、耐震診断結果に基づき、緊急度の高い所から耐震補強工事等を実施する必要がある。【行政】
- ・エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】
- ・道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため、耐震補強工事など計画的に実施するとともに、被災した場合、速やかに復旧できる体制を確保する必要がある。【行政、事業者】

③鉄道施設の防災対策

- ・地震による被害の軽減するため、橋梁や土構造物を中心に補強対策を推進し耐震性の向上を図るとともに、関係機関との応援協力体制など応急復旧体制の整備を図る必要がある。【行政、事業者】

④港湾施設の防災対策

- ・大規模な災害時において島しょ部等が孤立した場合、緊急物資や人員の輸送等を行うため港湾の整備を実施する必要がある。【行政、事業者】
- ・災害発生時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動のため、港湾施設の機能維持を図る必要がある。【行政、事業者】

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

①事前復興対策

- ・地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくため、復興事前準備に取り組む必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備しておく必要がある。【行政】
- ・サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組みを引き続き事前防災対策として推進していく必要がある。【行政、事業者】

6-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

①地域の人の確保体制の強化

- ・建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組みを進める必要がある。【行政、市民、事業者】
- ・大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、国等が実施する復旧等に資する技術力向上のための研修を受講する必要がある。【行政】
- ・現場技術者の立入りが容易でない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や必要となる人材・資器材を確保していくことが必要である。【事業者】
- ・各種行政システムとそれを扱う人材・資器材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する必要がある。【行政、事業者】

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①廃棄物処理対策

- ・地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。【行政、事業者】
- ・市においては、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定しているが、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政、事業者】
- ・大量の災害廃棄物の発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。【行政、事業者】

②津波等による漂流物の対策

- ・津波等により海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【行政】

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①復旧・復興対策

- ・大規模地震時等に著しく危険で大規模火災のリスクの高い住宅密集地は、施設そのものに対する被害の防止、避難路等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階も見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める必要がある。【行政、市民】

②地籍調査事業の推進

- ・災害後の円滑な復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが地籍調査の進捗率は 27.2%（R6末）であり、調査等の更なる推進を図る必要がある。【行政、市民】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①施設等の耐震化の促進等

- ・生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。また、文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるなど文化財の保護対策を進める必要がある。【行政、事業者】

②地域活力の向上

- ・コミュニティの崩壊は、無形の民族文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物などの有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。【行政、市民、事業者】

資料2【施策分野ごとの対策と推進方針】

【個別施策分野】

1 行政機能・消防等・防災教育等
4 エネルギー
8 農林水産

5 情報通信
9 市土保全・環境・土地利用

2 住宅・都市
6 産業

3 保健医療・福祉
7 交通・物流

1 行政機能・消防等・防災教育等					
対策	施設等の耐震化の促進等 2-1-① 2-4-① 3-2-① 5-5-① 6-5-①				
○災害時に地域の救急救助活動の拠点となる消防本部および分署等について、耐震化を進めるとともに津波対策を講じる。【行政】 ○防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないよう非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について民間事業者等と協定を締結するなど調達の体制確保を図る。【行政、事業者】 ○発災時において応急対策活動の拠点となる市庁舎および市立病院をはじめとする市有施設等を防災上重要建築物として、耐震性の確保等を図るとともに、市庁舎が被災した場合に備え、代替庁舎の確保を推進する。【行政】 ○下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、被災時の応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化を考慮するとともに、適切な施設管理に努める。【行政】 ○発災後も公共下水道の機能を維持または減災するため、揺れの強い地域、浸水想定区域、液状化の危険度の高い地域および老朽管路について、関係機関と連携し、着実に整備を推進し、管路の耐震性等の確保を図る。併せて、被災後の応急復旧を迅速かつ円滑に行うための応急復旧資機材の整備を含めた体制を確立する。【行政、事業者】 ○老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【行政、市民】 ○文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進し、耐災害性を高めるとともに、文化財の保護対策を推進する。この際、グリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮する。【行政、事業者】					
対策	業務継続体制の確保 3-2-② 5-5-②				
○いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務に必要な人員・資源の確保配分等を定めた業務継続計画（BCP）の随時見直しを図る。また、初動体制を早期に確立するため業務の見直しに合わせアクションカードの整備を促進する。【行政、事業者】 ○大規模な災害が発生した場合においても、公共下水道の事業を継続できるよう策定済の下水道事業継続計画（BCP）の随時見直しを図る。【行政、事業者】					
対策	訓練環境の充実強化等 1-1-③				
○大規模地震発生時における市の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みを構築するとともに、訓練等を通じ市の災害マネジメント機能の実効性向上を図る。【行政】 ○消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する。【行政、市民】					
対策	防災関係機関相互の連携強化や広域応援受援の体制整備 2-1-② 3-2-③				
○南海トラフ地震等に備え、市や県の被災状況や他市町からの支援状況など情報収集を行うとともに、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、市庁舎の整備を行い防災拠点としての体制整備を図る。【行政】 ○自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】 ○災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動および復旧活動に関し相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう応援協定を締結するなどにより相互応援体制の整備を図る。【行政、事業者】 ○大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、中国地方をはじめとして、全国の各市町との間で広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】 ○災害の規模や被災地のニーズに応じて、四国地方をはじめとして中国地方または全国の各市町から円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【行政、事業者】					

対策	島しょ部等の防災対策 2-6-①
○ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊、海上保安署等との部隊輸送等に関する連携などにより災害時の情報収集、救出・救助、人員物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】 ○自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【行政、市民、事業者】	
対策	地域の人材の確保体制の強化 6-2-①
○建設産業においては、中長期的な担い手の確保・育成のための取組みや国等が実施する復旧等に資する技術力向上のための研修を受講するなど大規模災害発生時における対策を検討する。【行政、事業者】 ○現場技術者の立入りが容易でない災害現場における被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や必要となる人材・資器材を確保する。【事業者】 ○官民連携の下に、各種行政システムとそれを扱う人材・資器材のバックアップ体制を構築する。【行政、事業者】	
対策	災害対応業務体制の強化 1-3-② 5-1-②
○災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本として市、県、国など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【行政、市民、事業者】 ○災害発生時の各種情報の収集・伝達を確保するため、移動系・同報系防災行政無線を整備するとともに香川県防災情報システムを利用することにより災害関連情報の共有化を図る。【行政】 ○消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化および耐災害性を強化する。【行政】	
対策	消防等における体制整備 2-1-③
○消防本部、消防団および自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【行政、市民、事業者】 ○県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】 ○同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を定めておく。【行政】 ○女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を推進するとともに活動の担い手を確保し、消防団の育成および強化を図る。【行政、市民、事業者】	
対策	治安の維持のための体制整備 3-1-①
○避難地域における空巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】	
対策	防災教育等の実施 1-1-⑥
○大規模地震発生時に少しでも身を守る行動等がとれるよう、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【行政、市民、事業者】	
対策	事前復興対策 6-1-①
○復興事前準備に取組み、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進める。【行政、市民、事業者】 ○災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。【行政】 ○活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組みを引き続き事前防災対策として推進し、サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制する。【行政、事業者】	

2 住宅・都市	
対策	公共施設等の耐震性の確保 1-1-①
○災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設、体育施設等や、不特定多数が集まる文化施設等の耐震化を図る。特に、天井等非構造部材の落下防止対策など施設の安全対策等を推進する。【行政、事業者】 ○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、耐震改修、空き家の除却や適切な管理の促進等、耐震化を推進する。【行政、市民、事業者】	
対策	交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化 1-3-①
○津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難経路の確保、沿道建築物の耐震化の促進に努める。【行政、市民、事業者】	
対策	避難等の体制整備 1-1-② 1-3-③ 2-3-①
○地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進し、幅員の確保を図る。【行政、市民、事業者】 ○住宅における家具類転倒防止対策の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、住宅における被災を軽減する。【行政、市民】 ○高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【行政、市民、事業者】 ○住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を整備し、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また耐震性や十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【行政、市民】 ○本市の文教地区においては、小・中・高等学校等の学校が集まって立地していることから、災害発生時に学生等が確実に避難できるよう避難路として十分な幅員を確保するなど既存道路の整備を図る。【行政】 ○津波避難対象地区について、津波ハザードマップに基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し住民に十分周知する。【行政、市民、事業者】 ○地震発生時に適切な避難が行えるよう津波警報等の内容を踏まえ避難指示を行う具体的な基準および伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】 ○津波浸水想定図を基本として、津波避難対象地区等を指定するとともに重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【行政、市民】 ○指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど津波が来襲した場合の体制整備を図る。【行政、市民、事業者】 ○災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所および被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源等資機材の確保などに努め避難所等の機能強化を図る。【行政】 ○災害時において、一般の避難所では生活が困難な乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の運営体制について確保する。【行政、事業者】 ○夏季の熱中症対策など、災害発生時における避難所等となる屋内運動場について、空調設備や自家発電設備設置を促進する。【行政】	
対策	市街地等における火災対策 1-2-①
○地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、消火・避難訓練の実施等、ソフト対策の強化を促進する。【行政、市民、事業者】 ○地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、市や消防機関の指導の下に、消防団員の確保とともに自主防災組織との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練および初期消火用具等装備の充実を図る。【行政、市民、事業者】 ○地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。【行政、市民、事業者】 ○街路、公園緑地等の適正な整備により火災の延焼を防止するとともに災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】 ○水道事業者による管路の耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する。【行政、事業者】	

対策	雨水等の再利用促進 5-4-①
○地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【行政、市民、事業者】 ○災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【行政、市民、事業者】	
対策	水道施設等の耐震化、老朽化対策 5-4-②
○水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化および長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策および応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また机上および実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【行政、事業者】	
対策	電力ネットワークの体制整備 5-2-①
○大規模災害による停電時に、迅速な復旧を実施しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する。【事業者】 ○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【行政、市民、事業者】	
対策	燃料供給施設等の体制整備 5-3-①
○輸送基盤の災害対策を推進し、燃料等の供給ルートを確認するとともに、関係機関の連携体制の整備を推進し、発災後の迅速な輸送経路の啓開や、装備資機材の充実を図る。【行政、事業者】 ○SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力を強化する。【事業者】	
対策	食料・飲料水等の調達等の確保体制 2-4-② 4-3-①
○防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や簡易トイレ等を準備しておくよう啓発を行う。【行政、市民、事業者】 ○食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等を踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【行政、事業者】 ○災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上水道の基幹管路の耐震化や老朽化対策を推進する。【行政、事業者】 ○食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【行政、事業者】	
対策	帰宅困難者対策 2-5-①
○「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて必要な啓発を行う。【行政、市民、事業者】 ○事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について必要な啓発を行う。【行政、事業者】 ○避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることからホテル・旅館等一時的に滞在できる施設の確保について検討する。【行政、事業者】 ○公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報をインターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【行政、事業者】 ○災害時における観光客への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【行政、事業者】 ○災害時の一時待機場所として活用できる広場の整備や公共交通の運行状況等の情報を提供する電光掲示板の設置など帰宅困難者への支援施設の整備を図る【行政、事業者】	

対策	自主防災組織の活動体制強化 2-1-④
○地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】 ○地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、救助活動等の要請を関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。【行政、市民、事業者】 ○自主防災組織の育成を推進するとともに自主防災組織によるさまざまな地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【行政、市民、事業者】	
対策	無電柱化の推進 1-1-④
○災害時における確実な避難や応急対策活動が円滑に行えるよう、電柱の倒壊などによる道路交通の阻害を防止するため、市街地等における道路の無電柱化について検討する。【行政、事業者】	
対策	長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策 1-1-⑤
○地震発生に伴う土砂災害や液状化による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を促進する。【行政、事業者】	
対策	地域活力の向上 6-5-②
○建築物などの有形の文化財や無形の民族文化財を維持するため、地域コミュニティの活力を推進する。【行政、市民、事業者】	

3 保健医療・福祉	
対策	医療救護体制の強化 2-2-① 2-3-②
○被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して県内他地域または県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の受入調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど救護班の受入患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【行政、事業者】 ○災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に災害時における医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【行政、事業者】 ○避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか救護所の設置などの医療救護体制を強化する。【行政、事業者】 ○医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【行政、事業者】	
対策	島しょ部等の医療対策 2-6-②
○災害の発生に備え、島しょ部等においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の養成・確保を推進するとともに、患者搬送手段として、災害拠点病院のヘリポートの整備、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）の利用など医療体制の充実を図る。【行政、事業者】	
対策	災害拠点病院等における施設・設備の充実等 2-2-②
○災害拠点病院等について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【行政、事業者】	
対策	社会福祉施設等における体制整備 2-3-③
○社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう体制の整備に努める。【行政、事業者】 ○社会福祉施設等において、災害時における市、県、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【行政、市民、事業者】	
対策	感染症等の発生・まん延における対策 2-7-①
○情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、害虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市内において対応が困難な場合は、県、国による技術的援助または近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【行政、事業者】	
対策	保健活動体制の強化 2-3-④
○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の患者が多発しないよう、被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。【行政、事業者】	

4 エネルギー	
対策	再生可能エネルギーの導入促進 2-4-③
○再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点や、エネルギー源の分散化、地域経済への波及効果の観点から重要であるため「住宅用太陽光発電システムや蓄電システムへの設置補助」および「市有施設への太陽光発電システムや蓄電システムの整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【行政、市民、事業者】	
対策	コンビナート等の防災対策 2-4-④ 4-2-①
○番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な役割を果たすことになる。一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各事業者において、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液化化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。【行政、事業者】	
○石油コンビナート等防災アセスメント調査の調査結果や香川県石油コンビナート等防災計画の見直しを踏まえ、関係機関の一層の連携により防災体制の強化を図る。特に、地震時などによる危険物タンク等における火災等の危険性などについては、調査結果を踏まえ災害時の情報伝達を含めた避難誘導計画の見直しなど、防災体制の充実を図る。【行政、事業者】	
○番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の企業も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、香川県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災資機材の整備、情報連絡体制の整備など災害時の防災体制の強化を図る。【行政、事業者】	
○危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施などを図るため指導を行うとともに事業者等に対し、講習会、研修会を実施し、危険物等に関する知識の向上を図る。【行政、事業者】	
対策	災害に備えた燃料等の確保体制の整備 2-4-⑤
○大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【行政、事業者】	
○事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【行政、事業者】	
○関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【行政、事業者】	

5 情報通信	
対策	行政における情報伝達体制の強化 5-1-①
○避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】	
○情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【行政、市民】	
○在留外国人や外国人旅行者等に必要災害情報が伝わるよう多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等の促進に努める。【行政、事業者】	
○防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線の充実等を図るとともに、災害情報を全ての市民等が受け取ることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と連携する情報伝達手段の多重化を促進する。【行政、市民、事業者】	
対策	事業者を含む情報伝達体制の整備 5-1-③
○災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することがないように、可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を促進する。【事業者】	

6 産業	
対策	事業継続体制の確保 4-1-①
○商工会議所が中小企業の事業継続計画（ＢＣＰ）策定の相談・指導窓口として機能するように支援するとともに、中小企業向けの事業継続計画（ＢＣＰ）策定セミナーの開催等を行い、早期のＢＣＰ策定を促進する。【行政、事業者】	
対策	サプライチェーンの途絶を防ぐ対策 4-1-②
○大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【行政、事業者】	
対策	用水確保体制の整備 4-4-①
○渇水の影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策や災害時井戸の整備等、危機時の代替水源の確保等の取組みを推進する。【行政、事業者】	
○工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に整備する。【行政、事業者】	
7 交通・物流	
対策	物資の供給・輸送体制の強化 4-1-③ 4-3-② 5-6-①
○大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できるようにするため、策定済である坂出港事業継続計画（ＢＣＰ）について継続的に評価・改善を行う。【行政】	
○物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【行政、事業者】	
○「プッシュ型支援」においては、市の物資需要に関する情報提供を行い必要とする物資の供給受けを、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の円滑・確実な受領・供給が行われるよう体制整備を図る。【行政、事業者】	
○緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保などの体制整備を図る。【行政、事業者】	
○大規模な災害の発生に備え、坂出港（防災機能強化港）について迅速な航路啓開の体制を確立し、港を拠点としたエネルギー輸送など防災拠点としての体制整備を図る。【行政】	
○港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、県、国と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【行政、事業者】	
対策	道路ネットワークの強化 2-2-③
○物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため高速道路株式会社等防災関係機関と連携し、坂出北インターのフルインター化を含めた「四国８の字ネットワーク」の早期完成など道路施設の整備を積極的に推進する。【行政、事業者】	
○災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【行政、事業者】	
対策	道路施設の防災対策 5-6-②
○耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備に努める。【行政】	
○道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕および計画的な架け替えの実施を行うとともに主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】	
○道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】	
○道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法について検討を行う。【行政、事業者】	
対策	鉄道施設の防災対策 5-6-③
○地震による被害を軽減するため、鉄道施設のうち橋梁や土構造物等を中心に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。【行政、事業者】	
○線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全な施設整備を図る。【事業者】	

対策	港湾施設の防災対策 5-6-④
○港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、維持管理計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】 ○島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう道路・海岸堤防等の耐震補強等、必要な安全性を確保するとともに障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【行政、事業者】	

8 農林水産	
対策	ため池の防災対策 1-4-②
○決壊した場合に被害が想定されるため池の浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所を示すハザードマップを活用することで住民の避難体制を確立する。【行政、市民、事業者】 ○決壊すると多大な影響を与える防災重点ため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。【行政、市民、事業者】	
対策	農業施設の整備や地域資源の保全管理 4-3-③ 4-5-①
○農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【行政、事業者】 ○津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【行政、事業者】 ○防災・減災力の強化を含めた農業地域を有する多面的機能の維持発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道水路、ため池等の地域資源の適切な保全・管理等を推進するとともにこれらを通じて地域防災力の強化を図る。【行政、市民、事業者】	
対策	漁港施設の整備 4-3-④
○防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】 ○防災・減災対策として防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【行政】	
対策	森林等の保全管理 4-5-③
○大規模な山地災害等から地域の安全・安心を確保するため、危険な荒廃山地・溪流の整備など治山対策を推進する。【行政、事業者】	

9 市土保全・環境・土地利用	
対策	住宅密集地の改善整備の推進 1-2-②
○大規模火災のリスクが高く老朽化建築物の多い市中心部住宅密集地における耐災害性を高めた安全な地域づくりを推進する。【行政、市民】	
対策	河川・海岸堤防等の整備 1-3-④
○大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する。また堰、水門等防災上重要な施設については、発災時に大きな被害が出ないように長寿命化計画の策定等に努める。【行政】 ○河川・海岸堤防等の整備にあたっては自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】	
対策	津波から円滑な避難を確保するための対策 1-3-⑤
○津波等からの円滑な避難を確保するため津波ハザードマップを活用するとともにホームページへの掲載などにより、早期避難について住民への周知に努める。【行政、市民】 ○津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等の地震・津波対策について、検討を進める。【行政】	
対策	洪水等から円滑な避難を確保するための対策 1-4-①
○大雨や高潮による被害が想定される地域における浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所を示す洪水・雨水出水・高潮ハザードマップ作成や普及・啓発を促進し住民の避難体制を確立する。【行政、市民、事業者】 ○浸水想定区域の区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【行政、市民】 ○強雨傾向等をふまえ、道路やアンダーパス部等における排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備を行う。【行政、市民】 ○自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、社会資本整備や土地利用に係る様々な取り組みにグリーンインフラを継続的に推進する。【行政、市民、事業者】 ○農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進めていく。【行政、市民、事業者】	

対策	土砂災害や山地災害への対応 1-5-①
○地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべりおよび山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】 ○土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所および避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【行政、市民】	
対策	鳥獣被害防止対策の推進 4-5-②
○鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下を防止するため、鳥獣を寄せ付けない・侵入防止・個体数を減らすなどの総合的な対策を推進する。【行政、事業者】	
対策	廃棄物処理対策 6-3-①
○廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な広さの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【行政、事業者】 ○市災害廃棄物処理計画は、仮集積場・処分場の候補地の選定等を含め市や県との間において情報共有を図り策定している。なお、有害物質の漏洩等により有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。また、計画は実行性を高めるため適宜見直しを図る。【行政、事業者】 ○処理計画の実行性を高めるため廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに研修会等の開催などにより人材育成を図る。【行政、事業者】	
対策	有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策 4-2-②
○有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため有害物質を取り扱っている事業者において有害物質の飛散および流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【行政、事業者】 ○二次被害を防止するため、市と県および国が連携して、被災時の石綿飛散防止策および処理要領を確立する。【行政、事業者】	
対策	津波等による漂流物の対策 6-3-②
○津波等により大量のごみや流木等が港湾等に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】	
対策	復旧・復興対策 6-4-①
○大規模地震時等に著しく危険で大規模火災のリスクの高い住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難路等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階も見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【行政、市民】	
対策	地籍調査事業の推進 6-4-②
○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【行政、市民】	

坂出市強靱化計画

初 版 令和2年6月

第二版 令和8年4月

編集発行 坂出市
事務局 坂出市総務部危機管理課

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L (0877) - 44 - 5023

F A X (0877) - 44 - 5032

E-mail kikikanri@city.sakaide.lg.jp